

県立学校における I C T 支援員業務委託に係る
入札説明書

令和 4 年 3 月

山梨県教育委員会

目 次

- 1 一般競争入札に付する事項
- 2 事務を担当する所属
- 3 入札参加資格
- 4 一般競争入札の参加資格の審査
- 5 入札手続等
- 6 入札参加資格の確認
- 7 入札参加資格確認結果の通知
- 8 質問及び回答
- 9 入札手続等に関する事項
- 10 無効の入札書
- 11 落札者の決定
- 12 入札保証金及び契約保証金
- 13 契約等に関する事項
- 14 その他

<入札説明書添付資料>

- ・【様式第1号】一般競争入札参加資格確認申請書
- ・【様式第2号】誓約書
- ・【様式第3号】役員名簿
- ・【様式第4号】質問票
- ・【様式第5号】入札書
- ・【様式第6号】委任状
- ・【様式第7号】入札辞退届
- ・ 県立学校におけるICT支援員業務委託に係る仕様書
- ・ 契約書（案）

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）、山梨県の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年山梨県規則第76号）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、山梨県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

（1）調達をする役務の名称及び数量

県立学校におけるICT支援員業務委託

（2）調達をする役務の仕様等

別紙「県立学校におけるICT支援員業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 事務を担当する所属

山梨県教育庁総務課

3 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

（1）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

オ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

カ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号（以下「令和3年告示」という。））に掲げる契約の種類のうち、「システム開発・保守」又は「コンピューター保守・管理」に係る競争入札の参加資格を有している者であること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

（郵便番号） 400-8501

（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号） 055-223-1395

4 一般競争入札の参加資格の審査

(1) 申請の時期

この公告の日の翌日から令和4年3月15日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 受付期間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(3) 申請書の提出方法

次に掲げる場所に郵便又は持参により提出すること。

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館3階

山梨県教育委員会教育庁総務課

電話番号 055-223-1750

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日の翌日から令和4年3月10日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで、4（3）に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から令和4年3月10日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4（3）に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に4（3）に電話連絡すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。なお、提出された申請書は返却しない。

(1) 申請書の提出は、郵送または持参によるものとする。郵送で提出する場合は、必ず到達したことを電話で確認すること。

(2) 申請書を提出する場合の提出期間及び提出場所

令和4年3月8日（火）から令和4年3月15日（火）まで

ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館3階

山梨県教育庁総務課

電話番号 055-223-1750

(3) 申請書に次の書類を添付すること。

ア 3(2)を証した書類の写し

※ 申請中の場合は、「物品競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 役員名簿（様式第3号）

※ 3(2)の資格の有無にかかわらず、役員名簿が未提出の場合提出すること。

エ 会社概要パンフレット

※ 会社の事業内容等概要及び入札参加資格審査結果の通知の郵送先（住所）が記載されているものであること。

7 入札参加資格確認結果の通知

(1) 入札参加資格確認の結果通知は令和4年3月16日（水）までに電子メールまたは郵便により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和4年3月22日（火）午後5時までに山梨県教育委員会教育長宛の書面（様式自由）を4(3)に示す場所に持参するものとする。ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。理由は書面により回答する。

(3) 苦情の申し立て

入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日から起算して10日以内に山梨県政府調達苦情検討委員会に、書面により苦情を申し立てることができる。

8 質問及び回答

(1) 受付期間

入札公告の日の翌日から令和4年3月11日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

質問票（様式第4号）を用いて日本語で作成し、電子メールにて提出すること。
なおメール送信後は、電話にて山梨県側の受信を確認すること。

電子メール kyouikusom@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県教育委員会教育庁総務課 教育高度化推進担当

電話番号 055-223-1750

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は参加申込者すべてに対し、原則電子メールで行うが、場合によっては閲覧により行う。閲覧による場合は、改めて閲覧期間・閲覧場所について参加申込者すべてに通知する。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和4年3月14日（月）までとする。

9 入札手続き等に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、本「県立学校におけるICT支援員業務委託に係る入札説明書」（以下「説明書」という。）を熟覧のうえ入札しなければならない。入札後、説明書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和4年3月25日（金）午後2時

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県庁防災新館3階教育委員会室

(3) 郵送による入札の提出及び期限

入札書を郵送で提出する場合は、令和4年3月24日（木）午後5時までに山梨県教育庁総務課宛てに送付すること。郵送で提出する場合は、必ず到達したことを電話で確認すること。

(4) 提出方法

入札書は、封筒に入れ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「令和4年3月25日開札「県立学校におけるICT支援員業務委託に係る入札書」と朱書しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（様式第5号）を提出しなければならない。

ア 入札金額

入札金額の最上位の位の左側の欄には「¥」マークを記入するものとする。

イ 入札回数

ウ 入札年月日

エ 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名及び押印（外国人の場合は署名を含む。以下同じ。）。ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。

オ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分について押印をしなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(6) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し又はこれを中止することがある。

(10) 開札には、入札者又はその代理人が出席しなければならない。ただし、入札執行事務に係りのある職員（以下「入札関係職員」という。）が認めた場合は、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせてこれを行う。

(11) 入札場には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び(10)の立ち会い職員以外の者は入場することができない。

(12) 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

(13) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、身分証明書及び当該入札への参加資格を有することを証した書類を提示するとともに、代理人においては、委任状（様式第6号）を提出しなければならない。

(14) 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできない。

(15) 入札場において、次の各号に掲げる事項に該当する者は当該入札場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

- (16) 入札者又はその代理人は、当該入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (17) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合（出席していない入札者又はその代理人が再度入札を辞退した場合を含む。）にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (18) 入札の回数は2回を限度とし、落札者がいないときは最低入札価格者と協議する。

10 無効の入札書

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札書。
- (2) 名称、入札金額のない入札書。
- (3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書（ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。）。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。なお、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認された場合を除く。
- (5) 名称の表示に重大な誤りのある入札書。
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書。
- (7) 入札金額を訂正した入札書。
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (9) 当該入札に対する同一人の2つ以上の入札書。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書。
- (11) 開札時に入札参加資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき。
- (12) 山梨県財務規則第129条各号のいずれかに該当する入札書。

11 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席していない者又はくじを引かない者が

あるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

- (4) 落札者を決定した場合、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。

1 2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。

ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、山梨県財務規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、契約日に納付すること。

ただし、山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は、これを免除するものとする。免除を希望する場合は、その旨の書面を提出すること。

1 3 契約等に関する事項

- (1) 本入札における落札の効果は、令和4年4月1日に令和4年度予算発効時において効力を生ずるものとする。契約の締結は令和4年4月1日以降とする。

- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに山梨県教育委員会教育長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

- (3) (2)の場合において山梨県教育委員会教育長が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (5) 山梨県教育委員会教育長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

- (6) 山梨県政府調達苦情検討委員会で苦情処理の手続が開始された場合、契約手続の中断、停止等を行う場合がある。

1 4 その他

- (1) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

- (2) 入札書が無効となった者は、当該入札に再度参加することはできない。

- (3) 入札書の宛名は、山梨県教育委員会とすること。

- (4) 提出された書類などは、一切返却しない。

- (5) 申請書を提出後、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第7号）を提出

すること。

(6) 落札者が契約締結までの間に「3 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合には契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本件調達を担当

山梨県教育庁総務課 教育高度化推進担当

電話 055-223-1750 (直通)